

東京都農業政策に関する建議

～ かけがえのない役割を持つ東京の農地を次世代に残すために ～

東京の農地は、都民に貴重な農産物を供給するための生産基盤であるだけでなく、緑の創出や防災空間、ヒートアイランド対策、水循環といった幅広い機能を持っている。しかし、様々な課題によって東京の農地は将来にわたるその維持が危ぶまれており、農地を次世代に受け継ぐために都独自の施策を構築することが求められている。

特に都市農業の維持・発展に関しては、都が率先して農地の保全と農業の振興に向けて行動する姿勢を示すことが重要である。また、多くの都民が都市農地の保全を要望しているにもかかわらず、関係する法・制度や税制の現状は、宅地化の促進が急務とされていた昭和 43 年の新都市計画法制定当時と基本的には全く変わっていないため、その見直しが切実に求められている。

よって、東京都におかれては下記のとおり独自の施策を展開するとともに、国に対し、都市農家が安心して農業に精進できるような環境の整備を強く働きかけられるよう、東京都農業会議第 107 回総会の総意をもって建議する。

記

1. 都市農地確保対策の推進

都民の快適で安全・安心な生活を担っている貴重な都市農地を保全し、減少に歯止めをかけるため、早急に次の施策を行うこと。

(1) 「都市農地保全条例」の制定

東京都として積極的な都市農地の保全と農業振興を宣言する「都市農地保全条例」（仮称）を制定し、都の責務と取り組むべき行動を明確に示すこと。

(2) 生産緑地の積極的な確保と追加指定の促進

改正生産緑地法が施行されてから今日までの間に都市農業を取り巻く情勢は大きく変化し、現在、都市にある農地は都民共有の貴重な公共財であるという認識のもと積極的な保全が求められている。こうした都市農地保全の必要性を共通認識として関係する部局間の調整を図り、制度発足時に立ち返って農家の意向に基づく生産緑地の追加指定を行うこと。

(3) 生産緑地買い取りのための基金の創設

公共工事による代替地取得に対応するとともに、農地としての活用が可能な土地として確保するため、買い取り申し出がされた生産緑地を取得するための安定的な財源として「都市農地保全基金」（仮称）を創設すること。

(4) 都市農地保全方策の検討

農林水産部を中心に都市整備局や環境局等の関係部局および関係機関・団体、研究者等で構成する「都市農地保全会議」（仮称）を設置して都市農地保全の具体的な方策について検討し、とりまとめた結果を施策に反映させるとともに国に対し提言すること。なお、検討の際には農業者の利益代表機関であり農地保全に欠かせない役割を果たしている農業委員会系統組織を活用すること。

2. 都市農地保全に向けた国への強力な働きかけ

これまで、都および区市は都市農業を振興し農地を保全すべく施策を展開してきた。しかし、こうした取組や農業者の努力にもかかわらず、現在の法・制度のもとでは都市農地の減少に歯止めがかからない状況である。こうした事態を打開するためには国の制度を基本的に見直す必要があることから、都においては国に対し次の事項を強く要請し、一日も早くその実現を果たすこと。

(1) 都市農業に関する基本法の制定

「農業のある街づくり」を実現するため、都市農地の保全と農業振興を目的とした「都市農業基本法（仮称）」を早急に制定するとともに、関係する省庁間の連携を強化して都市農業・農地の保全を図ること。

(2) 生産緑地・相続税納税猶予制度の基本堅持

都市農地の保全に果たしてきた両制度の役割は大きく、また農業者の間に深く浸透していることから、生産緑地法ならびに相続税等納税猶予制度は基本を堅持すること。

(3) 生産緑地指定面積の緩和

区市における追加指定を促進し、農地の保全に資するため、生産緑地の指定基準面積については自治体の意向を尊重した緩和がはかれるよう制度を改善すること。

(4) 新たな都市農地保全制度の構築

農地を安定的に次世代に受け継いでいけるよう、新たな都市農地等の保全制度を構築すること。その場合、地区指定ではなく農地等所有者の意向に基づく制度とし、農業経営に必要な林地や生産・集荷・貯蔵・流通等施設用地も含め保全の対象とするとともに、評価および課税の適正化を行うこと。

(5) 山林・平地林の相続税軽減

都市およびその周辺に存在する山林・平地林にあっては、相続の際にその実勢価格を大幅に超過する評価・課税が行われ、農家はその納税のために農地を処分するなど多くの犠牲を強いられている実態から、山林・平地林の相続税軽減措置を講ずること。

3, 農地利用と流動化の促進

東京の農地がその価値を発揮するためには、担い手によって十分に活用される必要がある。よって、都におかれては農地の流動化と有効利用を促進する施策を積極的に推進すること。

(1) 農地流動化の促進

農業振興地域や市街化調整区域において遊休農地の発生を防ぐためには農地流動化を円滑に進めることが重要である。そのため、農地の貸借や農作業受委託に対する奨励金など、農地の利用を促進する施策を確立すること。

(2) 農地の有効利用の促進

農地の有効利用を促進するため、遊休農地の解消をすすめる「農地リフレッシュ再生事業」をさらに拡充すること。

4, 農地を守る担い手に対する支援

農地の減少を防ぎ十分な利用を実現するためには意欲ある担い手の確保が不可欠であることから、農業者に対する積極的な支援を行うこと。

(1) 農業所得向上に向けた対策の確立

農業・農地が持つ社会的な機能や役割が将来にわたって発揮されるためには、担い手が魅力を感じ、継続していけるような農業経営の確立が必要である。よって、農業所得向上に向けた都独自の対策を確立すること。

(2) 認定農業者に対する支援の強化

地域農業を担う中核である認定農業者の農業経営改善をサポートする各種事業を拡充し、支援体制を強化すること。

(3) 労働力確保体制の確立

農業者の高齢化等に伴う労働力不足への対策に加え、農業に関わりたいという都市住民からの要求に応えるため、ヘルパーやボランティア、農作業受託組織等と農業者を結ぶ施策を確立すること。

5, 都民に対する啓発

東京の農地を次世代に残すためには都民の理解が不可欠であることから、農業・農地が都民生活に対して果たしている多面的な機能や役割、農地に関わる制度等について理解を深めるための啓発活動を積極的に行うこと。

平成22年8月17日